資料２

# 境港公共マリーナの施設使用料の減免に関する取扱要領

境港公共マリーナの施設使用料の減免の取り扱いについては、境港港湾施設条例（昭和４５年境港管理組合条例第３号。以下「条例」という。）に規定するもののほか次のとおりとする。

１　救助艇（境港管理組合が認めたものに限る。）については、全額免除とする。
　ただし、境港管理組合が操船事故等の発生に伴う救助活動の要請を行った場合、及び泊地内の維持管理作業に協力を求めた場合に協力させるものとする。

２　船艇の故障又は急病人若しくは怪我人の発生によりやむを得ず入港した船艇については、３日以内に限り、全額免除とする。

３　公式の競技大会（主催者からの競技大会開催届により、境港管理組合が認めたものに限る。）に参加するため、搬入する船艇の一般使用については、２分の１を減額する。
　なお、減額後の金額に１０円未満の端数が生ずるときはその端数を１０円に切り上げるものとする。

４　ディンギー型ヨット及び漕艇で、次に該当するものは、条例で定める額から当該それぞれに掲げる減額を行った額とする。
　なお、減額後の金額に１０円未満の端数が生ずるときはその端数を１０円に切り上げるものとする。
（１）大学、高校等の教育機関、鳥取県セーリング連盟及びその関連団体が所有する船艇の専用使用（年間使用に限る）については、２分の１を減額する。
　ただし、これらの者については、マリーナの清掃作業等、環境美化等への協力を条件として附するものとする。
（２）ヨット教室（ヨットの普及啓発を目的とするものに限る。）で使用する船艇の一般使用については、次のとおり減額する。
　ア　鳥取県セーリング連盟及びその関連団体等の営利を目的としない関係団体（公益的団体）が主催する場合　２分の１
　イ　民間会社等が主催する場合　３分の１

５　キャンプ場及び多目的広場の使用で、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校の児童、生徒又は学生が、学校教育活動及び地域行事の一環として使用する場合は、使用料を全額免除とする。

附　　則
１　この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
２　使用料の減免及びディンギー型ヨット・漕艇の取り扱い（平成９年１月境港管理組合）は廃止する。